

令和2年8月5日

千葉地方最低賃金審議会
会長 大澤 克之助 殿

千葉地方最低賃金審議会
千葉県最低賃金専門部会
部会長 大澤 克之助

千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月6日、千葉地方最低賃金審議会において付託された千葉県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり、平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、その時点における最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の千葉県最低賃金(時間額895円)は平成30年度の千葉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

【公益代表委員】

大澤克之助

(株)千葉日报社
代表取締役社長

鈴木 牧子

弁 護 士

中原 秀登

千葉大学法政経学部
教授

【労働者代表委員】

高柳 彰 連 合 千 葉
副 事 務 局 長

太田 徳彦 不 二 サ ッ シ ユ ニ オ ン
千 葉 支 部 執 行 委 員 長

野田 泰造 電 機 連 合 千 葉 地 方 協 議 会
事 務 局 長

【使用者代表委員】

渡部 茂樹 (一社)千 葉 県 経 営 者 協 会
専 務 理 事

稲葉 保実 袖 ヶ 浦 興 業 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長

黒岩 正典 (一社)千 葉 県 商 工 会 議 所 連 合 会
事 務 局 長

千葉県最低賃金

1 適用する地域

千葉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 925円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年10月1日

千葉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 千葉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 895円
- (3) 発 効 日 平成30年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成30年度
- (3) 生活保護水準（平成30年度）
生活扶助基準(第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費)の千葉県内人口加重平均に
住宅扶助の実績値を加えた金額（**109,123円**）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると千葉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1箇月換算額

$$895 \text{円 (千葉県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.818 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = \mathbf{127,241 \text{円}}$$

※ 0.818は、時間額761円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。